

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】	25 - 関東89 - 1
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月6日
【会社名】	株式会社日立製作所
【英訳名】	Hitachi, Ltd.
【代表者の役職氏名】	執行役社長 中西 宏明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【電話番号】	03-3258-1111
【事務連絡者氏名】	法務本部 部長代理 海保 太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【電話番号】	03-3258-1111
【事務連絡者氏名】	法務本部 部長代理 海保 太郎
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【今回の募集金額】	無担保第15回社債（5年債） 10,000百万円
	無担保第16回社債（10年債） 30,000百万円
	無担保第17回社債（15年債） 20,000百万円
	計 60,000百万円

## 【発行登録書の内容】

提出日	平成25年6月28日
効力発生日	平成25年7月6日
有効期限	平成27年7月5日
発行登録番号	25 - 関東89
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 300,000百万円

## 【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
-	-	-	-	-
実績合計額（円）		なし (なし)	減額総額（円）	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）内は発行価額の総額の合計額）に基づき算出している。

【残高】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 300,000百万円  
 (300,000百万円)  
 (注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）内は発行価額の総額の合計額）に基づき算出している。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

## 【安定操作に関する事項】

該当事項なし

## 【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所  
 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
 株式会社名古屋証券取引所  
 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

銘柄	株式会社日立製作所無担保第15回社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000,000,000円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金10,000,000,000円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年0.289%
利払日	毎年6月13日及び12月13日
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成26年6月13日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月13日及び12月13日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない期間にかかる利息については、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記（（注）8．「元利金の支払」）記載のとおり。</p>
償還期限	平成30年12月13日
償還の方法	<p>1．償還価額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成30年12月13日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所</p> <p>別記（（注）8．「元利金の支払」）記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成25年12月6日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成25年12月13日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約（担保提供制限）	<p>1．当社は、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する無担保第16回社債（社債間限定同順位特約付）及び無担保第17回社債（社債間限定同順位特約付）を含み、新株予約権付社債及び会社法第702条に基づき社債管理者が設置されている無担保社債を除く。）のために担保を付する場合には、本社債のためにも同順位の担保権を設定する。</p> <p>2．当社が本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約（その他の条項）	該当事項なし

（注）1．信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。（電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先）

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下R & Iという。）

信用格付：A +（取得日 平成25年12月6日）

入手方法：R & Iのホームページ（<http://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載されている。

問合せ電話番号：03-3276-3511

(2) スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（以下S & Pという。）

信用格付：A -（取得日 平成25年12月6日）

入手方法：S & Pのホームページ（<http://www.standardandpoors.com/home/jp/jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要（スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社）」に掲載されている。

問合せ電話番号：03-4550-8000

(3) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下ムーディーズという。）

信用格付：A 3（取得日 平成25年12月6日）

入手方法：ムーディーズのホームページ（<http://www.moody's.co.jp/pages/default.aspx>）の「信用格付事業」の「プレスリリース」及び同コーナー右上の「一覧」をクリックして表示される「プレスリリース一覧」に掲載されている。

問合せ電話番号：03-5408-4100

信用格付は債務履行の確実性（信用リスク）についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、又は情報若しくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、又は情報の不足等により取り下げられる（若しくは保留される）ことがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報（発行体から提供された情報を含む。）を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2．振替社債

(1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下社債等振替法という。）の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。

(2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。

3．社債管理者の不設置

本社債は会社法第702条ただし書の条件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

4．期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失し、本（注）6．に定めるところにより、その旨を公告するものとする。

当社が別記「償還の方法」欄第2項又は別記「利息支払の方法」欄第1項に違背したとき。

当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項に違背したとき。

当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社が第三者のために行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をしないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。

当社が、破産手続、民事再生手続若しくは会社更生手続の開始決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

#### 5. 社債権者集会の招集

(1) 本社債の社債権者集会は、本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下本種類の社債という。)の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、本(注)6.に定めるところにより、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

#### 6. 社債権者に対する公告

本社債に関して社債権者に対する公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、定款に所定の新聞紙にこれを掲載する。

#### 7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供するものとする。

#### 8. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程その他の規則に従って支払われる。

#### 9. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

## 2【社債の引受け及び社債管理の委託(5年債)】

### (1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	3,500	1. 引受人は本社債の全額につき連帯して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金37.5銭とする。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,500	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	2,500	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,000	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	500	
計		10,000	

### (2)【社債管理の委託】

該当事項なし

## 3【新規発行社債(短期社債を除く。)(10年債)】

銘柄	株式会社日立製作所無担保第16回社債(社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金30,000,000,000円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金30,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.813%
利払日	毎年6月13日及び12月13日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成26年6月13日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月13日及び12月13日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない期間にかかる利息については、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記((注)8.「元利金の支払」)記載のとおり。</p>
償還期限	平成35年12月13日
償還の方法	<p>1. 償還価額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成35年12月13日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記((注)8.「元利金の支払」)記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成25年12月6日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成25年12月13日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約（担保提供制限）	<p>1．当社は、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する無担保第15回社債（社債間限定同順位特約付）及び無担保第17回社債（社債間限定同順位特約付）を含み、新株予約権付社債及び会社法第702条に基づき社債管理者が設置されている無担保社債を除く。）のために担保を付する場合には、本社債のためにも同順位の担保権を設定する。</p> <p>2．当社が本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約（その他の条項）	該当事項なし

（注）1．信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。（電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先）

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下R & Iという。）

信用格付：A +（取得日 平成25年12月6日）

入手方法：R & Iのホームページ（<http://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載されている。

問合せ電話番号：03-3276-3511

(2) スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（以下S & Pという。）

信用格付：A -（取得日 平成25年12月6日）

入手方法：S & Pのホームページ（<http://www.standardandpoors.com/home/jp/jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要（スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社）」に掲載されている。

問合せ電話番号：03-4550-8000

(3) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下ムーディーズという。）

信用格付：A 3（取得日 平成25年12月6日）

入手方法：ムーディーズのホームページ（<http://www.moody's.co.jp/pages/default.aspx>）の「信用格付事業」の「プレスリリース」及び同コーナー右上の「一覧」をクリックして表示される「プレスリリース一覧」に掲載されている。

問合せ電話番号：03-5408-4100

信用格付は債務履行の確実性（信用リスク）についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、又は情報若しくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、又は情報の不足等により取り下げられる（若しくは保留される）ことがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報（発行体から提供された情報を含む。）を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2．振替社債

(1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下社債等振替法という。）の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。

(2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。

3．社債管理者の不設置

本社債は会社法第702条ただし書の条件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

4．期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失し、本（注）6．に定めるところにより、その旨を公告するものとする。

当社が別記「償還の方法」欄第2項又は別記「利息支払の方法」欄第1項に違背したとき。

当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項に違背したとき。

当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社が第三者のために行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をしないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。

当社が、破産手続、民事再生手続若しくは会社更生手続の開始決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

#### 5. 社債権者集会の招集

(1) 本社債の社債権者集会は、本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下本種類の社債という。)の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、本(注)6.に定めるところにより、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

#### 6. 社債権者に対する公告

本社債に関して社債権者に対する公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、定款に所定の新聞紙にこれを掲載する。

#### 7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供するものとする。

#### 8. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程その他の規則に従って支払われる。

#### 9. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

### 4【社債の引受け及び社債管理の委託(10年債)】

#### (1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	10,500	1. 引受人は本社債の全額につき連帯して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は総額1億2,250万円とする。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	7,500	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	7,500	
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	4,500	
計		30,000	

#### (2)【社債管理の委託】

該当事項なし

## 5【新規発行社債(短期社債を除く。)(15年債)】

銘柄	株式会社日立製作所無担保第17回社債(社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金20,000,000,000円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金20,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年1.371%
利払日	毎年6月13日及び12月13日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成26年6月13日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月13日及び12月13日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない期間にかかる利息については、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記((注)8.「元利金の支払」)記載のとおり。</p>
償還期限	平成40年12月13日
償還の方法	<p>1. 償還価額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成40年12月13日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記((注)8.「元利金の支払」)記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成25年12月6日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成25年12月13日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約（担保提供制限）	<p>1．当社は、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する無担保第15回社債（社債間限定同順位特約付）及び無担保第16回社債（社債間限定同順位特約付）を含み、新株予約権付社債及び会社法第702条に基づき社債管理者が設置されている無担保社債を除く。）のために担保を付する場合には、本社債のためにも同順位の担保権を設定する。</p> <p>2．当社が本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約（その他の条項）	該当事項なし

（注）1．信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。（電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先）

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下R & Iという。）

信用格付：A +（取得日 平成25年12月6日）

入手方法：R & Iのホームページ（<http://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載されている。

問合せ電話番号：03-3276-3511

(2) スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（以下S & Pという。）

信用格付：A -（取得日 平成25年12月6日）

入手方法：S & Pのホームページ（<http://www.standardandpoors.com/home/jp/jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要（スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社）」に掲載されている。

問合せ電話番号：03-4550-8000

(3) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下ムーディーズという。）

信用格付：A 3（取得日 平成25年12月6日）

入手方法：ムーディーズのホームページ（<http://www.moody's.co.jp/pages/default.aspx>）の「信用格付事業」の「プレスリリース」及び同コーナー右上の「一覧」をクリックして表示される「プレスリリース一覧」に掲載されている。

問合せ電話番号：03-5408-4100

信用格付は債務履行の確実性（信用リスク）についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、又は情報若しくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、又は情報の不足等により取り下げられる（若しくは保留される）ことがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報（発行体から提供された情報を含む。）を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2．振替社債

(1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下社債等振替法という。）の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。

(2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。

3．社債管理者の不設置

本社債は会社法第702条ただし書の条件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

4．期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失し、本（注）6．に定めるところにより、その旨を公告するものとする。

当社が別記「償還の方法」欄第2項又は別記「利息支払の方法」欄第1項に違背したとき。

当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項に違背したとき。

当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社が第三者のために行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をしないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。

当社が、破産手続、民事再生手続若しくは会社更生手続の開始決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

#### 5. 社債権者集会の招集

(1) 本社債の社債権者集会は、本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下本種類の社債という。)の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、本(注)6.に定めるところにより、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

#### 6. 社債権者に対する公告

本社債に関して社債権者に対する公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、定款に所定の新聞紙にこれを掲載する。

#### 7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供するものとする。

#### 8. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程その他の規則に従って支払われる。

#### 9. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社三菱東京UFJ銀行

### 6【社債の引受け及び社債管理の委託(15年債)】

#### (1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	7,000	1. 引受人は本社債の全額につき連帯して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金45.0銭とする。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	5,000	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	5,000	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	3,000	
計		20,000	

#### (2)【社債管理の委託】

該当事項なし

### 7【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
60,000	270	59,730

(注) 上記金額は、無担保第15回社債(社債間限定同順位特約付)、無担保第16回社債(社債間限定同順位特約付)及び無担保第17回社債(社債間限定同順位特約付)の合計額である。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額59,730百万円は、全額を平成25年12月末までに返済期限が到来する短期借入金(コマーシャル・ペーパー)の返済資金に充当する予定である。

**第2【売出要項】**

該当事項なし

**第3【第三者割当の場合の特記事項】**

該当事項なし

**第4【その他の記載事項】**

該当事項なし

**第二部【公開買付けに関する情報】**

該当事項なし

**第三部【参照情報】****第1【参照書類】**

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

**1【有価証券報告書及びその添付書類】**

事業年度 第144期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日） 平成25年6月21日 関東財務局長に提出

**2【四半期報告書又は半期報告書】**

事業年度 第145期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日） 平成25年8月9日 関東財務局長に提出

**3【四半期報告書又は半期報告書】**

事業年度 第145期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日） 平成25年11月12日 関東財務局長に提出

**4【臨時報告書】**

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年12月6日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月24日に関東財務局長に提出

**5【臨時報告書】**

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年12月6日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出

**6【臨時報告書】**

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年12月6日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成25年9月19日に関東財務局長に提出

**7【臨時報告書】**

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年12月6日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を平成25年10月29日に関東財務局長に提出

**8【臨時報告書】**

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年12月6日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を平成25年11月7日に関東財務局長に提出

#### 9【訂正報告書】

訂正報告書（上記5 臨時報告書の訂正報告書）を平成25年8月6日に関東財務局長に提出

#### 10【訂正報告書】

訂正報告書（上記1 有価証券報告書の訂正報告書）を平成25年8月9日に関東財務局長に提出

#### 第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下有価証券報告書等という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日現在までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する事項もありません。

#### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社日立製作所本店  
（東京都千代田区丸の内一丁目6番6号）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）  
株式会社名古屋証券取引所  
（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

#### 第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし